

損害保険仕様書

1. 件名

公立大学法人福井県立大学の各種損害保険の調達

2. 保険契約基本事項

＜1＞保険契約者	公立大学法人福井県立大学
＜2＞被保険者	同上(各保険の被保険者の規定がある場合には、その規定のとおり。)ならびに同法人の役員
＜3＞保険期間	始期 2019年 4月 1日 午前 0時 から 終期 2020年 3月 31日 午後 12時 まで
＜4＞支払方法	一時払い、保険料払い込み猶予特約条項
＜5＞その他	本仕様書記載の特約条項以外で補償範囲を縮小変更する特約は一切付帯しないものとする。

3. 賠償責任保険

＜1＞保険種類・使用約款	総合賠償責任保険 以下の特別約款および特約条項とする。 ・施設所有管理者特別約款 ・構内専用車賠償危険担保特約 ・昇降機特別約款 ・生産物特別約款 ・交差責任担保(生産物特別約款用) ・受託者特別約款 ・漏水担保特約条項(施設特別約款用) ・管理財物担保特約条項 ・初期対応費用担保特約条項 ・事故対応費用担保特約条項 ・被害者応対費用特約条項 ・人格権侵害担保特約(施設特別約款用) ・追加被保険者担保特約 常勤・非常勤を問わず、契約者である公立大学法人に雇用され、業務を遂行している者 ・インターネット賠償責任保険特約 ・個人情報漏洩賠償責任保険特約・個人情報漏洩費用損害担保特約 ・業務過誤賠償責任担保特約 ・雇用慣行賠償責任担保特約 ・海外活動担保特約(短期出張120日限度、施設所有管理者特別約款用) ・アスベスト危険不担保特約 ・共通てん補限度額特約(対人・対物共通) ・複数特別約款共通てん補特約 ・費用内枠払い特約(争訟費用はてん補限度額の内枠)
＜2＞被保険者	公立大学法人福井県立大学、同法人の役員および当大学の大学運営、研究活動のために従事または従事する者の補助を行うもの等雇用関係のある者全て。
＜3＞保険の目的	公立大学法人福井県立大学が事故により第三者の生命もしくは身体を害し、またはその財物を滅失、毀損もしくは汚損した場合において、法律上の賠償責任を負担したことによる経済的損害を補償するもの。 <u>(対象施設は別添資料1のとおり)</u> <u>(構内専用車は別添資料2のとおり)</u>
＜4＞てん補限度額	10億円(対人・対物賠償共通、1事故／保険期間中) ・構内専用車賠償危険担保特約については、対人賠償は1事故・保険期間中 1億円限度、対物賠償は500万円限度 ・初期対応費用担保特約条項については、1事故・保険期間中 100万円限度 ・事故対応費用担保特約条項については、1事故・保険期間中 100万円限度 ・被害者応対費用特約条項については、事故の日から1年以内に被保険者が負担した見舞品の購入、見舞金または弔慰金に要した費用(保険期間中1000万円限度) 被害者が死亡した場合 50万円限度 被害者が重度後遺障害を被った場合(被るおそれがある場合を含む)50万円限度 被害者が入院した場合 10万円限度 ・人格権侵害担保特約については、1名につき100万円限度かつ期間中1億円限度 ・インターネット賠償責任保険特約については、1事故・期間中 1億円、免責100千円／1事故 ・個人情報漏洩賠償責任担保については1億円(1事故／保険期間中、免責100千円／1事故) ・個人情報漏洩費用損害担保は1,000万円(1事故／保険期間中、90%縮小てん補、100千円／1事故) ・業務過誤賠償責任担保特約については、提訴の有無にかかわらず200万円(1事故／保険期間中、免責100千円、費用内枠払い) ・上記以外の雇用慣行賠償責任については、200万円(1事故／保険期間中、免責100千円、費用内枠払い) ・受託財物については20,000千円限度(1事故／保険期間中)

<5>免責金額
 <6>その他

なし
 (1)借家人賠償特約条項の対象施設は、公立大学法人福井県立大学がその業務を遂行する上で借用する他人が所有する全施設。ただし、保険期間中途での新規借用施設は自動担保とし、保険料の追徴または返還は、保険期間終了後に行う。
(参考:平成31年4月1日時点は別添資料3のとおり)
 (2)上記(1)も含め、保険料の確定精算は保険期間満了後に速やかに行うものとする。ただし、年間保険料の10%を超えない場合には精算を省略できるものとする。
 (3)公立大学法人福井県立大学の職員、パートタイマー、アルバイト(アルバイト学生含む)等、当該大学法人の業務に従事する者(臨時雇も含む)に対する求償権は、故意或いは重過失の場合を除き不行使とする。

4. 診療所賠償責任保険

<1>保険種類・使用約款

名称は問わないが、保健管理センターの医療行為に起因する身体傷害および医療施設の管理上・法人業務遂行上の法律上の賠償責任を担保するもの
 以下の特別約款および特約条項とする。

- ・医師特別約款
- ・発見ベース担保(医師特別約款用)
- ・医療施設特別約款
- ・事故発生ベース担保(医療施設特別約款用)

<2>保険の目的

公立大学法人福井県立大学の保健管理センターにおいて、事故により第三者の生命もしくは身体害しを、またはその財物を滅失、毀損もしくは汚損した場合において、法律上の賠償責任を負担したことによる経済的損害を補償するもの。
 2診療所(一般病床 福井キャンパス2床、小浜キャンパス1床)

<3>病床数
 <4>てん補限度額と免責金額

- (1) 医師賠償特別約款
 1名1億円／1事故・保険期間中3億円(対人・対物共に免責なし)
- (2) 医療施設賠償特別約款
 対人1名1億円／1事故・保険期間中10億円 対物1事故2,000万円
 免責金額 1事故1千円

5. 自動車保険

<1>保険種類・使用約款

自動車保険および名称は問わないが、各社認可取得のいわゆる総合自動車保険を基本とする。

<2>保険の目的

契約者が所有する全車両12台(別添資料4のとおり)

賠償	対人	無制限
	対物	無制限(免責金額: 0円)
人身傷害		5,000万円
搭乗者傷害	死亡・後遺障害	1名につき 1,000万円
	入院給付金	日額 10,000円
	通院給付金	日額 5,000円

<3>契約条件

- ・対人賠償は、臨時費用不担保としても構わない。
- ・人身傷害は、被保険自動車搭乗中のみ担保とする。
- ・搭乗者傷害は、一般の日額払いとし、部位・症状別定額払は適用しないこと。
- ・人身傷害・搭乗者傷害・自損事故・無保険車傷害は、従業員の就業中不担保特約を適用すること。
- ・臨時代替車担保、相手車全損超過修理費特約担保とする。
- ・対人・対物賠償の損害賠償請求権者は、保険会社に対し直接請求できるものとする。
- ・事故サービスにおいて、年間を通じて24時間の連絡ができ、また迅速に対応できる体制であること。また連絡体制が分かる一覧(電話番号、ファックス番号、Eメールアドレスを明記)を提出すること。
- ・標準のロードサービスを付帯のこと。
- ・資料の記載情報に車検証との誤差があった場合には、車検証を優先参照する。

6.非常勤役員傷害保険

<1>保険種類・使用約款

普通傷害保険普通保険約款

<2>被保険者

公立大学法人福井県立大学の非常勤役員・監事(合計5名、別添資料5のとおり)

<3>担保内容

保険金は、業務上の理由により、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害に対して支払う。

- ①死亡保険金…… 事故によるケガがもとで、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき
- ②後遺障害保険金…… 事故によるケガがもとで、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じたとき
- ③入院保険金…… 事故によるケガがもとで、医師の診断に基づき入院(入院に準じる状態を含む)したとき、事故の日からその日を含めて180日以内を限度とする。
- ④手術保険金…… 入院保険金が支払われる場合で、事故の日からその日を含めて180日以内にケガの治療のため所定の手術を受けたとき
- ⑤通院保険金…… 事故によるケガがもとで、通院により医師の治療(往診による治療を含む)を受けたとき、事故の日からその日を含めて90日を限度とする。

<4>保険金額

1名につき

	保険金額	備 考
死亡保険金	3,000万円	
後遺障害保険金	3,000万円	等級により100%～4%
入院保険金	15,000円	1日につき

通院保険金	10,000円	1日につき、合計実通院日数
手術保険金	7.5/15万円	入院給付金の5・10倍

7.非常勤職員傷害保險

＜3＞担保内容

保険金は、業務上の理由により、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害に対して支払う。

①死亡保険金………	事故によるケガがもとで、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき
②後遺障害保険金……	事故によるケガがもとで、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じたとき
③入院保険金………	事故によるケガがもとで、医師の診断に基づき入院（入院に準じる状態を含む）したとき、事故の日からその日を含めて180日以内を限度とする。
④手術保険金………	入院保険金が支払われる場合で、事故の日からその日を含めて180日以内にケガの治療のため所定の手術を受けたとき
⑤通院保険金………	事故によるケガがもとで、通院により医師の治療（往診による治療を含む）を受けたとき、事故の日からその日を含めて90日を限度とする。

<5>特約条項等 <6>その他	①就業中のみ危険担保特約条項(通勤途上を含む) ②天災危険不担保 ③準記名式・役職員一部付保 給付金にエクセス日数の設定は行なわない。
---	---

8.海外旅行傷害保險

＜2＞目的	海外旅行傷害保険普通保険約款及び各社が使用する特別約款等による。 契約者の業務のため海外出張する役職員のケガ・疾病による治療費用ならびに救済費用を補償するもの。
＜3＞契約方式	包括契約方式（企業包括契約方式）
＜4＞被保険者	保険契約者が出張命令又は出張依頼した、出張開始時において満81歳未満の者全員（契約者の役職員）
＜5＞補償期間	被保険者が出張を開始した日から終了する日までの期間
＜6＞担保内容	以下の①～③の事由が発生し、社会通念上妥当な金額を支払うもの。 本仕様書記載の特約条項以外で補償範囲を縮小変更する特約は一切付帯しないものとする。

①傷病治療費用・……	●旅行行程中の事故によりケガをし、医師の治療を受けた場合 ●旅行行程中または旅行行程終了後の72時間以内に発病し、旅行終了後72時間を経過する迄に医師の治療を受けた場合 - 旅行行程中に感染症に感染し、旅行終了後30日以内にその病気が原因で医師の治療を受けた場合
②救援者費用・……	旅行行程中の捜索救助費用、現地との航空運賃などの交通費、渡航手続き費用、現地からの移送費、遺体処理費用等

＜7＞備付台帳

契約者は、各被保険者につき次の各号の明細を出発日順に記入し、保管する。

- (1) 被保険者名
- (2) 年令
- (3) 保険期間(出張期間)
- (4) 保険金額
- (5) 旅行先(出張地名)

なお、保険会社はいつでも台帳ならびにその記載内容を証明する書類を閲覧できるものとする。

＜8＞出張者通知 インターネットでの報告・申込み手続きとする。

＜9＞保険料精算 インターネットで報告・申込手続きした実績により、保険期間終了後に確定精算を行なう。

＜10＞保険金額 1名につき

傷病治療費用	200万円
救援者費用	500万円

＜11＞被保険者数 年間80人
(別添6. 平成29年度実績[旅行先一覧]を予納保険料の算出根拠とする。
ただし、3ヶ月を超過する可能性あり。)

9.国内旅行傷害保険

<1>保険種類・使用約款	国内旅行傷害保険 国内旅行傷害保険普通保険約款及び各社が使用する特別約款等による。								
<2>目的	契約者の役職員及び学生がボランティアのため国内出張するケガに対する補償をするもの								
<3>契約方式	包括契約方式(一般包括契約方式)								
<4>被保険者	ボランティアのため出張する保険契約者に所属する役職員又学生で、出張開始時において満81歳未満の者で、事前に契約に届け出があった者全員 ①死亡・後遺障害保険金 旅行行程中の事故によりケガをし、その直接の結果として、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき、あるいは後遺障害が生じたとき。 ②入院日額…………… 旅行行程中の事故によりケガをし、その直接の結果として入院した場合(180日以内)。 ③通院日額…………… 旅行行程中の事故によりケガをし、その直接の結果として通院した場合(180日以内かつ通院実日数で90日以内)。 ④携行品…………… 旅行行程中に携行する身の回り品の破損、盗難等(紛失は除く)。								
<5>補償期間	被保険者がボランティアを目的に出張を開始した日から終了する日までの期間 本仕様書記載の特約条項以外で補償範囲を縮小変更する特約は一切付帯しないものとする。								
<6>備付台帳	契約者は、各被保険者につき次の各号の明細を出発日順に記入し、保管する。 (1) 被保険者名 (2) 年齢 (3) 保険期間(出張期間) (4) 保険金額 (5) 旅行先(出張地名) なお、保険会社はいつでも台帳ならびにその記載内容を証明する書類を閲覧できるものとする。								
<7>出張者通知	毎月、所定の書式にて通知する。								
<8>保険料	上記<7>で報告・申込手続きした実績により、保険期間終了後に確定精算を行なう。								
<9>保険金額	1名につき <table border="1"> <tr> <td>傷病死亡</td><td>340万円</td></tr> <tr> <td>傷害入院日額</td><td>3,000円</td></tr> <tr> <td>傷害通院日額</td><td>1,500円</td></tr> <tr> <td>携行品</td><td>10万円</td></tr> </table>	傷病死亡	340万円	傷害入院日額	3,000円	傷害通院日額	1,500円	携行品	10万円
傷病死亡	340万円								
傷害入院日額	3,000円								
傷害通院日額	1,500円								
携行品	10万円								
<10>被保険者数	年間30人 暫定保険料の算出に当たっては、すべて「3泊4日」とする。								

以上

構内の名称: 福井キャンパス
所在地: 福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1

構内 符号	符号	分類	種目	名 称	所在地	建 物 構 造					面積 (㎡) または 数量・規格	構造級別
						柱	壁	屋根	階数	棟数		
99	101	病院	福井県立病院	福井県福井市四ツ井2-8-1		RC	RC	RC	13/B2	1	64,384.00	S
			合計								64,384.00	一部を複合

[illegible]

構内 符号	分類	種目	名 称	所在地	建 物 構 造					面積(㎡) または 数量・規格	構造等級
					柱	壁	屋根	階数	棟数		
2 1	実験棟	海洋環境工学実験棟	福井県小浜市学園町1番地1	RC	RC	RC	2	1	682.79	S	
2 1	実験棟	海洋環境工学実験棟	福井県小浜市学園町1番地1	RC	RC	RC	2	1		S	
2 2	体育館	体育館	福井県小浜市学園町1番地1	RC	RC	1	2	1	1,592.12	1	
2 2	体育館	体育館	福井県小浜市学園町1番地1	RC	RC	1	2	1		1	
2 3	会館	交流センター	福井県小浜市学園町1番地1	RC	RC	RC	2/B1	1	3,111.20	S	
2 3	会館	交流センター	福井県小浜市学園町1番地1	RC	RC	RC	2/B1	1		S	
2 4	校舎	海洋生物資源学科棟	福井県小浜市学園町1番地1	RC	RC	RC	7	1	6,632.63	S	
2 4	校舎	海洋生物資源学科棟	福井県小浜市学園町1番地1	RC	RC	RC	7	1		S	
合 計									12,018.74		

構内 符号	分類	種目	名 称	所在地	建 物 構 造					面積(㎡) または 数量・規格	構造等級
					柱	壁	屋根	階数	棟数		
4	1	研究棟	研究棟	福井県小浜市泊19号前田1番地5	RC	RC	RC	2	1	1,687.51	S
4	1	研究棟	研究棟	福井県小浜市泊19号前田1番地5	RC	RC	RC	2	1		S
4	2	実験棟	飼育実験棟	福井県小浜市泊19号前田1番地5	I	S	S	1	1	787.50	2
			小計								
			小建物小屋外設備	福井県小浜市泊19号前田1番地5	I	ALC	I	1	1	47.05	1
										2,522.06	

[illegible]

【資料2 構内専用車両一覧表】

構内名称	車種名	台数(台)
福井キャンパス	クボタトラクター(乗用型)	1
	クボタトラクター(歩行型)耕運機	1
	運搬車	1
	小松インターナショナル ショベルローダ(除雪車)	1
	日野 道路作業用除雪車	1
	キセキコンバイン(NH319)	1
生物資源開発研究センター	クローラ運搬車ピンクレディ	1
	丸山自走式セット動力噴霧機	1
	三菱除雪機	1
	クボタ管理機	1
	三菱一輪管理機	1
	ヤマモトウッドチップパ(剪定枝粉碎機)	1
	井関溝切り機	1
	三菱トラクタ(46ps)	1
	クボタトラクタ(33ps, パワクロ)	1
	クボタトラクタ(20ps)	1
	三菱乗用田植機	1
	井関乗用成苗ポット移植機	1
	クボタ乗用コンバイン	1
	ホンダ乗用管理機	1
	丸山スピードスプレーヤ	1
	クボタホイルローダ	1
	乗用二条刈コンバイン	1
	乗用モア(草刈機)	1
小浜キャンパス	ヤマハ除雪機	1
海洋生物資源臨海研究センター	なし	
合 計		25

【資料3 借用施設の明細】

アパート「ハイム・クマンド」	
所在地	福井県坂井市丸岡町熊堂3-41
構造	重量鉄骨造モルタル塗コンクリートスラブ屋根5階建て
H23.4.1	【2階】 205、206 【3階】 【4階】 405、410 【5階】 503、508、509 その他に共有スペースあり、各戸室にキッチンなし
H23.10.1	【3階】 307 その他に共有スペースあり、各戸室にキッチンなし
H24.4.1	【2階】 203 その他に共有スペースあり、各戸室にキッチンなし
H27.4.1	【1階】 102、104 【2階】 210 【3階】 303、305、 【4階】 403、 その他に共有スペースあり、各戸室にキッチンなし
H29.10.1	【2階】 202、208 【3階】 301、 その他に共有スペースあり、各戸室にキッチンなし
福井県立大学永平寺町・新町ハウス	
所在地	吉田郡永平寺町松岡塚18字26番地1,2
H29.12.21	木造 2階建 母屋及び納屋

【資料4 自動車保険明細書】

[illegible]

【資料5 非常勤役員傷害保険】
被保険者リスト (平成30年度)

	役職	フリガナ	生年月日	性別	任期	備考
		被保険者				
1	理事 (非常勤)		昭和24年2月26日 (69歳)	男		
2	理事 (非常勤)		昭和38年9月27日 (54歳)	男		
3	理事 (非常勤)		昭和49年6月14日 (43歳)	男		
4	監事 (非常勤)		昭和46年11月23日 (46歳)	男		
5	監事 (非常勤)		昭和39年9月26日 (53歳)	男		

【資料6 平成29年度海外旅行先の実績】

明細番号	出発日	帰宅日	国コード01	地域区分
1	2017/4/23	2017/4/28	31	北米・欧州・オセアニア
2	2017/5/9	2017/5/11	57	アジア
3	2017/7/6	2017/7/10	57	アジア
4	2017/6/25	2017/7/2	39	北米・欧州・オセアニア
5	2017/6/15	2017/6/18	58	アジア
6	2017/8/12	2017/8/20	39	北米・欧州・オセアニア
7	2017/10/8	2017/10/13	58	アジア
8	2017/6/9	2017/6/18	38	北米・欧州・オセアニア
9	2017/6/22	2017/6/26	31	北米・欧州・オセアニア
10	2017/6/21	2017/6/24	50	アジア
11	2017/7/20	2017/7/31	39	北米・欧州・オセアニア
12	2017/6/28	2017/7/3	31	北米・欧州・オセアニア
13	2017/7/4	2017/7/14	39	北米・欧州・オセアニア
14	2017/7/12	2017/7/18	36	北米・欧州・オセアニア
15	2017/7/23	2017/7/28	52	アジア
16	2017/9/10	2017/10/4	58	アジア
17	2017/8/2	2017/8/24	32	北米・欧州・オセアニア
18	2017/8/12	2017/8/17	58	アジア
19	2017/7/29	2017/8/3	56	アジア
20	2017/8/16	2017/8/20	54	アジア
21	2017/9/3	2017/9/10	58	アジア
22	2017/8/25	2017/9/2	34	北米・欧州・オセアニア
23	2017/8/26	2017/9/3	39	北米・欧州・オセアニア
24	2017/8/25	2017/9/1	38	北米・欧州・オセアニア
25	2017/9/11	2017/9/17	31	北米・欧州・オセアニア
26	2017/9/12	2017/9/22	58	アジア
27	2017/9/18	2017/9/30	39	北米・欧州・オセアニア
28	2017/10/9	2017/10/13	51	アジア
29	2017/10/8	2017/10/13	58	アジア
30	2017/10/9	2017/10/13	51	アジア
31	2017/10/21	2017/10/28	32	北米・欧州・オセアニア
31	2017/10/21	2017/10/28	32	北米・欧州・オセアニア
32	2017/10/21	2017/11/3	58	アジア
33	2017/12/6	2017/12/8	53	アジア
34	2017/11/27	2017/12/1	31	北米・欧州・オセアニア
35	2017/12/23	2017/12/31	31	北米・欧州・オセアニア
36	2017/2/11	2017/2/15	56	アジア
37	2018/3/2	2018/3/4	53	アジア
38	2018/3/4	2018/3/10	32	北米・欧州・オセアニア
39	2018/3/9	2018/3/14	58	アジア
40	2018/3/17	2018/3/28	32	北米・欧州・オセアニア
41	2018/3/18	2018/3/28	32	北米・欧州・オセアニア
42	2018/3/18	2018/3/28	32	北米・欧州・オセアニア
42	2018/3/18	2018/3/28	32	北米・欧州・オセアニア
43	2018/3/18	2018/3/28	32	北米・欧州・オセアニア